

遺留分減殺に基づく紛争調整

※令和元年7月1日以降に被相続人が亡くなった場合、この申立てではできません。

(令和元年7月1日以降に発生した相続について遺留分を侵害された者は、現行民法の規定に基づき、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払を請求する遺留分侵害額の請求調停の申立てをすることになります。)

※遺留分減殺請求権は、相続の開始及び贈与又は遺贈があったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときに時効によって消滅します。

(家庭裁判所の調停を申し立てただけでは相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。)

申立必要書類一覧表

1 申立書関係

- 申立書 (○遺産等目録)
- 相続関係図
- 申立書 (○遺産等目録) と相続関係図の写し×相手方の人数分
- 連絡メモ
- (必要な方のみ) 資料非開示の申出書
- 収入印紙 1200円
- 郵便切手 1440円×相手方数

(郵便切手1440円の内訳：180円×1枚、110円×5枚、100円×2枚、50円×5枚、20円×5枚、10円×10枚、5円×10枚、1円×10枚)

2 身分関係の資料

- (1) 申立人と被相続人の関係を明らかにして、申立人が遺留分の請求ができる者であることを証するとともに、被相続人の相続人の範囲を明らかにして、申立人の有する遺留分割合を証する程度の戸籍

※事案によっては、以下の戸籍以外の戸籍の追加提出をお願いすることがあります。

【共通】

- 被相続人の出生又は10歳くらいから死亡までの連続したすべての戸籍(除籍、改製原戸籍) 謄本

※上記戸籍に代えて法定相続情報一覧図を提出することもできます。法定相続情報証明制度については法務局のホームページをご覧ください。

【被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合】

- その子（及びその代襲者）の出生又は10歳くらいから死亡までの連続したすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

※上記戸籍に代えて法定相続情報一覧図を提出することもできます。法定相続情報証明制度については法務局のホームページをご覧ください。

【相続人に、被相続人の父母、祖父母等（直系尊属が含まれている場合）

- 相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属（ただし、相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る）がある場合は、その直系尊属（例：祖母が相続人である場合、祖父と父母）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

- (2) 相続人全員の現在の戸籍謄本（3か月以内発行）

3 遺産等目録に記載した遺産に関する資料等（甲号証をつけるもの）

- 下記①と②の書面の写し×相手方の人数分
- ①遺産不動産の登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）
- ②遺言書写しまたは遺言書の検認調書謄本の写し

※必要に応じて、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【問い合わせ先）

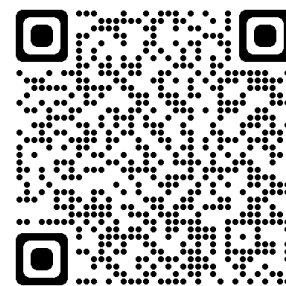
〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係(当庁5階)

TEL 06-6943-5973

郵送提出先:大阪家庭裁判所 家事事件係



書式は
[遺留分減殺に基づく紛争調整の調停](#)から
ダウンロードできます。